

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会（仮）設置について（案）

1. 目的

児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、効果的な児童虐待防止対策を検討するため専門委員会を設置する。

2. 委員（検討中）

3. 具体的な検討事項

- （1）妊娠期からの切れ目のない支援のあり方について
- （2）初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- （3）要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- （4）児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- （5）緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

4. 検討スケジュール

平成 26 年 9 月下旬：第 1 回検討会開催

以降、平成 26 年 11 月までに適宜開催し、とりまとめる予定。

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議の開催について

平成26年8月29日

内閣総理大臣決裁

1. 児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、政府全体として関係省庁が連携して効果的な児童虐待防止対策を講じるため、児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（以下「副大臣等会議」という。）を開催する。

2. 副大臣等会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官の指名する内閣官房副長官

構成員 少子化対策を担当する内閣府副大臣

共生社会政策を担当する内閣府副大臣

総務大臣の指名する総務副大臣

法務大臣の指名する法務副大臣

文部科学大臣の指名する文部科学副大臣

厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣

警察庁次長

3. 副大臣等会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、副大臣等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

平成26年8月29日

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（第1回）

対 応 方 針

1. 厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること。
2. 居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努めること。
3. 年内を目途に一定のとりまとめを行うこと。